

若狭農業協同組合は、

次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

次世代育成支援対策法とは、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるものです。

一般事業主行動計画とは、企業が、次世代育成支援対策推進法に基づき、期間雇用者などを含む全従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

平成 27 年 5 月 1 日

若狭農業協同組合

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、職員全員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 5 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日まで

### 2.内容

目標① 平成 32 年 4 月 30 日までに、育児休暇期間について、子が 1 歳に達した日以後、1 歳 6 ヶ月に達するまで休業できる、保育所で保育ができない等法令で定める事項に該当する場合に限るという条件について緩和する。

対策：平成 31 年 12 月までに、条件を緩和した場合の、職場復帰と職場の状況について検討する。

平成 32 年 4 月までに、関連諸規定の変更と、職員周知を実施する。

目標② 平成 32 年 4 月 30 日までに、生後 3 歳に満たない子の養育のための勤務時間の短縮について、子の対象期間を、小学校就学の始期に達するまでに延長する。

対策：平成 31 年 12 月までに、期間延長した場合の、職場への影響について検討する。

平成 32 年 4 月までに、関連諸規定の変更と、職員周知を実施する。